

静岡市設計変更ガイドライン
(土木設計業務等委託編)

令和6年4月

静岡市

建設局土木部 技術政策課

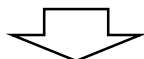
目 次

1	策定の背景	1
2	用語の定義	3
3	設計変更が適切に実施されるためには	4
4	設計変更の手続き（全般）	4
5	設計変更の手続き（約款第 18 条関係）	5
6	設計変更の対象とならないもの	6
7	設計変更の対象となるもの	7
8	条件明示について	12
9	設計図書の特検について	13
10	その他	15

1 策定の背景

(1) 土木設計業務等の特徴

土木設計業務等は、多岐にわたる専門分野の成果物を、地形、地質、環境等の自然条件、地元や関係機関との協議内容等を考慮の上、安全性・経済性を追求し、最適な構造物を建設するために、測量・調査・設計の業務を適切に行われることが不可欠であり、重要な業務となっている。



業務実施にあたっては、基本的な業務方針は、発注者が示し、業務は、受注者が技術力を駆使して行うものである。適正な業務履行を確保するためには、**発注者の適切で遅滞のない条件明示・変更指示**を行ったうえで、受発注者双方における齟齬をなくし、遅滞なく事務処理を進めることが求められる。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう（農林土木業務委託を含む。）。

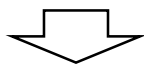
(2) 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）（以下、「改正品確法」という。）の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されている。設計変更においても、より良い社会資本の整備のために、受発注者が、それぞれの役割分担を適切に行い、**設計変更内容について両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠である。**

また、**履行中の業務と分離して実施することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料の変更又は委託期間の変更を行うこととする。**この場合において、特に、指示等で履行が決定し、業務が進められているにもかかわらず、変更見込み金額が業務委託料の 30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる業務委託料の額や委託期間の変更を行わないことはあってはならない。

(3) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、『設計変更の対象となるもの』・『対象とならないもの』、手続きの流れ等について、十分理解しておく必要がある。



「静岡市設計変更ガイドライン（案）（土木設計業務等委託編）」
の策定

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、図面、仕様書、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書をいう。

(静岡市建設工事に係る測量(調査・設計)業務委託契約約款(以下、「約款」という。)第1条、静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

(2) 契約図書

契約図書とは、契約書、約款及び設計図書をいう。(静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

(3) 設計変更

設計変更とは、契約時に示した条件又は設計図書の内容を変更又は訂正することをいうものとし、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含む。

(4) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

ただし、書類簡素化に伴う署名又は捺印が不要となった電子文書も含む。

(静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

(5) 通知

通知とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は、受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。(静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

(6) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により業務上の行為に同意することをいう。(静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

(7) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。(静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

(8) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。(静岡市業務委託共通仕様書、静岡県業務委託共通仕様書及び静岡県農林土木業務委託共通仕様書)

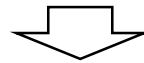
3 設計変更が適切に実施されるためには

(発注者)

業務発注段階では、条件明示を徹底する。
業務段階では、指示・協議は書面（業務打合せ簿）にて行わなければならない。

(受注者)

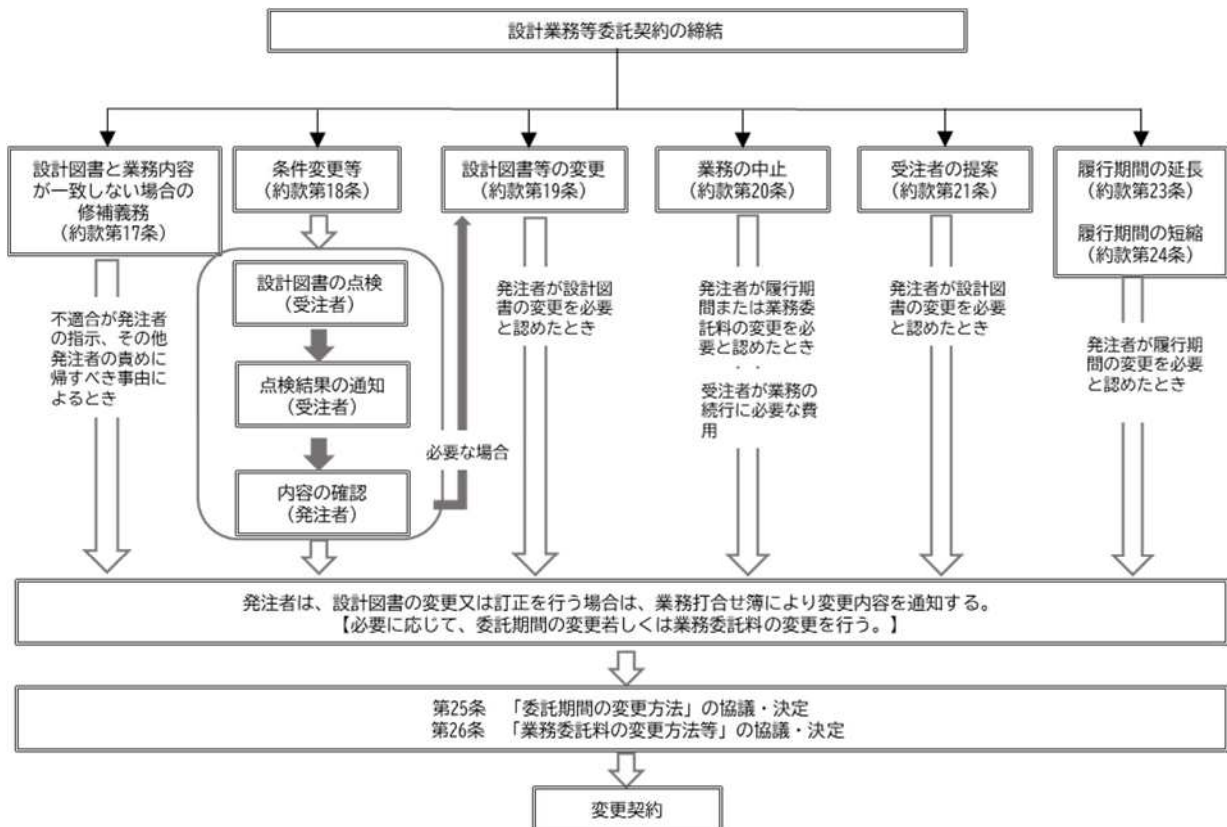
業務着手にあたって、受注者の負担により設計図書の点検を実施し、疑義が生じた場合は、速やかに監督員に確認を請求し、書面による回答を得てから業務を行う。



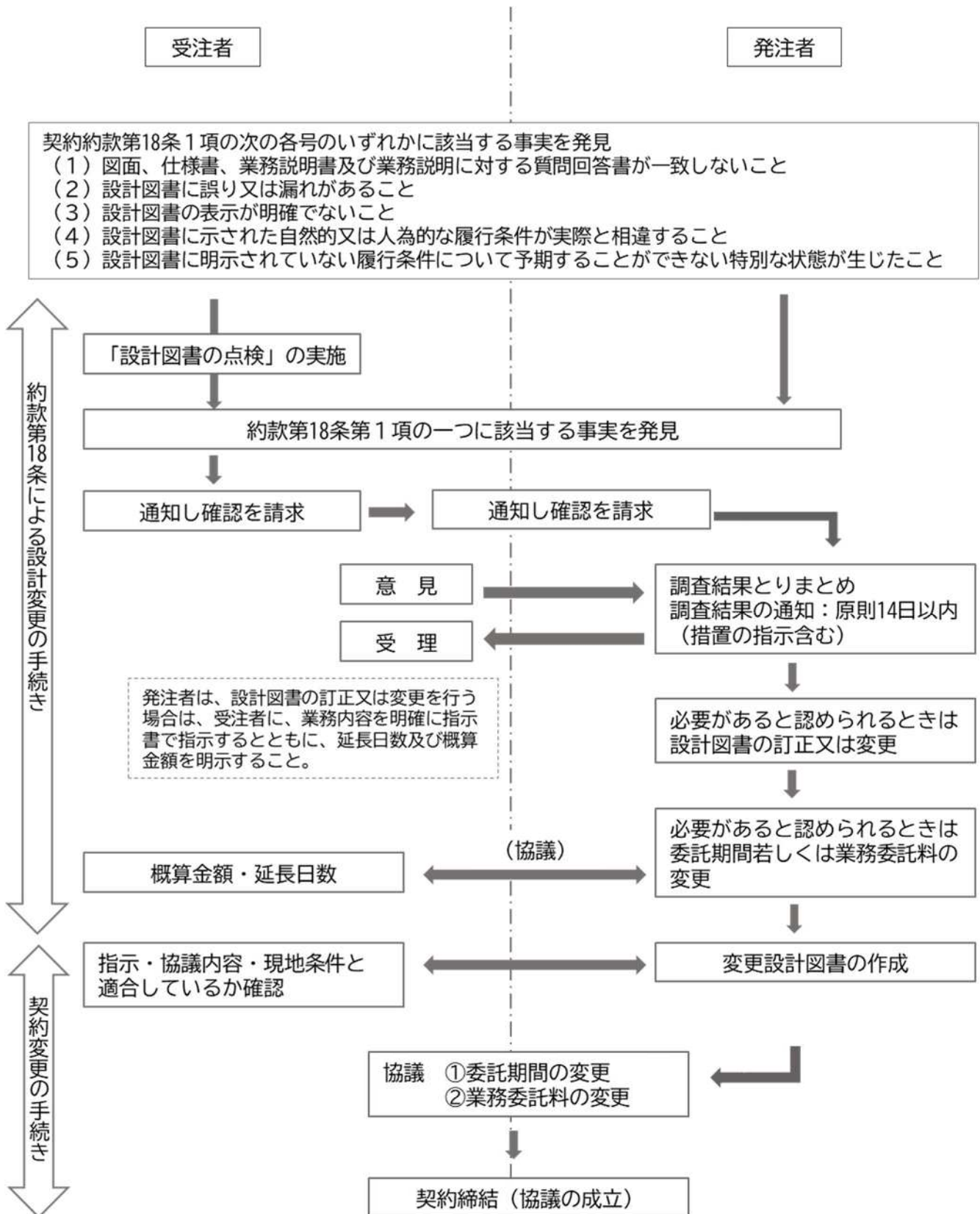
- 必要な業務の条件を明示した履行条件明示事項等の作成
- 工程表等による業務スケジュールの受注者との共有

- 設計図書の点検を適切に実施
- 履行に必要な設計条件等の確認
- 工程表等による業務スケジュールの発注者との共有
- 業務中に疑義が生じた場合は、発注者と「業務打合せ簿」を用いて「協議」を行い、業務を遂行

4 設計変更の手続き



5 設計変更の手続き（約款第18条関係）



6 設計変更の対象とならないもの

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。ただし、約款第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。

- 1 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 2 発注者と「協議」をしているが、回答のない時点で業務を実施した場合
- 3 約款等に定められている所定の手続きを経していない場合（約款第 18 条～第 26 条、共通仕様書（土木設計業務等）1119 条～1122 条、（農林土木）19 条～22 条）
- 4 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

【留意事項】

設計図書の変更・指示に当たっては、下記の事項に留意する。

- 受注者は、約款第 18 条第 1 項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。
- 協議の回答は、契約書より発注者が約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・履行期間延長・業務委託料の変更など、所定の手続きを行う。
- 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまで業務を実施しない。
- 注) 緊急やむを得ない事情がある場合には、受発注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、受発注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。（約款第 2 条第 2 項）

7 設計変更の対象となるもの

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- 1 当初発注時点で予期し得なかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- 2 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 3 所定の手続き(約款第 18 条～第 26 条、共通仕様書(土木設計業務等)第 1119 条～第 1122 条、(農林土木)19 条～22 条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 4 設計の基準となる示方書、指針等が改訂となった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- 5 受注者の責によらない履行期間の延期、短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【設計変更の留意事項】

設計図書の変更・指示に当たっては、下記の事項に留意する。

- 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認した上で、設計図書の変更「協議」に当たる。
- 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
 - 「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは、金額や委託期間の変更を行わない場合もある。
- 設計変更は、その必要が生じた都度、業務打合せ簿にて変更内容を互いに確認した上で行う。(静岡市契約変更事務取扱要領第5)
- 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)
- 発注者は、指示内容が予算の範囲内の業務であることを確認の上、業務打合せ簿へ指示内容を記載し、互いに確認した上で、延長日数及び概算金額について協議する。ただし、以下の事項に留意する。
 - ①発注者の指示による場合、発注者は、業務打合せ簿に指示内容、延長日数及び概算金額を記載し、受注者に通知し、互いに変更内容の確認を行う。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載する。
 - ②受注者からの提案においても、発注者より受注者に業務打合せ簿にて変更内容を通知し、互いに変更内容の確認を行う。
積算基準に定めのない業務の場合は、必要に応じ見積書を添付する。
 - ③記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の履行期限及び変更契約額を拘束するものではない。
 - ④受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

【業務打合せ簿記載例】

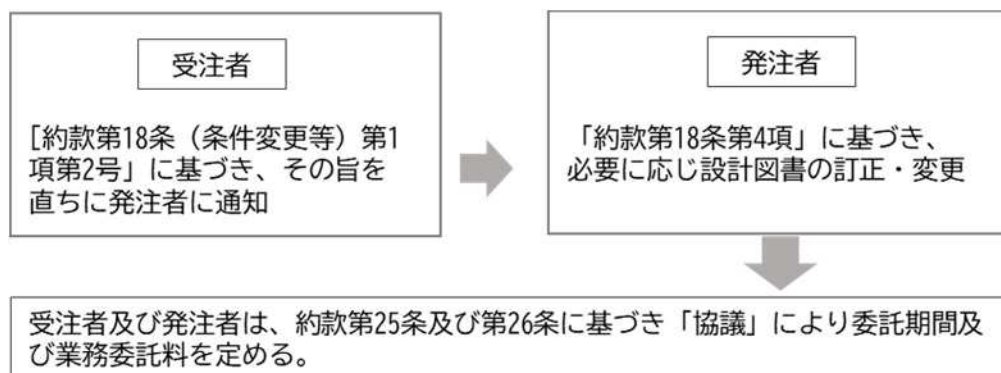
業務打合せ簿の記載例は、以下のとおりである。（前頁5. ①発注者の指示による場合）

業 務 打 合 せ 簿							
発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日				
発 議 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知				
	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()						
委託業務の名称							
(内容)							
1) 静岡県建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第 19 条に基づき、設計図書等を変更する。							
	現設計	変更	増減				
用地測量	3 0 0 0 m ²	2 8 0 0 m ²	- 2 0 0 m ²				
指示詳細については、別添（数量表及び図面）のとおり。							
【委託料（現契約）】	19,000,000 円						
【変更見込額】	減	200,000 円 (-2.0%)					
【変更見込額累計】	減	200,000 円 (-2.0%)					
【延長日数】	- 日						
上記内容は概算であり、委託料の変更は、静岡県建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第 26 条に基づき、別途協議を行う。							
	添付図	票、その他添付図書					
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	受注者	上記について	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
			年月日： 				
			年月日： 				
受注者の承諾日は、業務打合せ簿発議日（指示日：指示書決裁の施行日）を基本とする。		<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">監督員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">業務代理人等</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	監督員	業務代理人等			※押印または署名
監督員	業務代理人等						
監督員、業務代理人用の 2 部複写とする。							

(1) 設計図書に誤り又は漏れがある場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 2 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、設計図書に誤りがあると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、発注者は、誤りが確認された場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、受注者は、設計図書の誤り又は漏れを発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



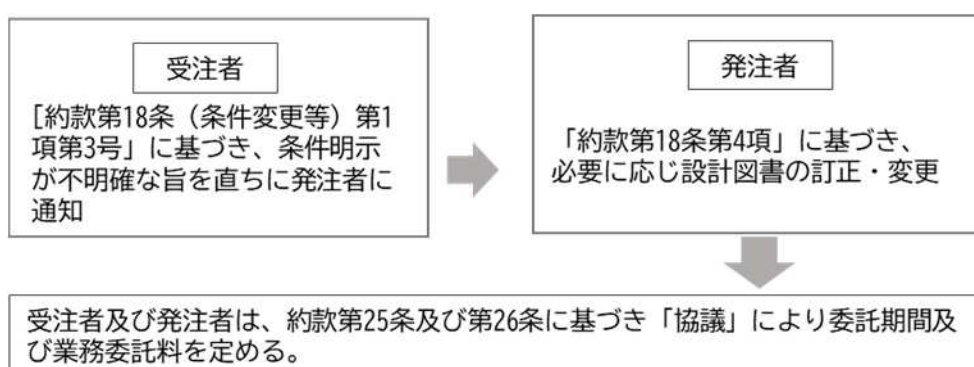
例)

- ア 貸与された資料を確認したところ、設計図書に明示されている数量に誤りがあった。
- イ 設計計上されている工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ウ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進める上で必要な関係機関協議に関する条件明示がなかった。
- エ その工種の設計について、特記仕様書には明示されているが、設計図書に計上されていなかった。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 3 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



例)

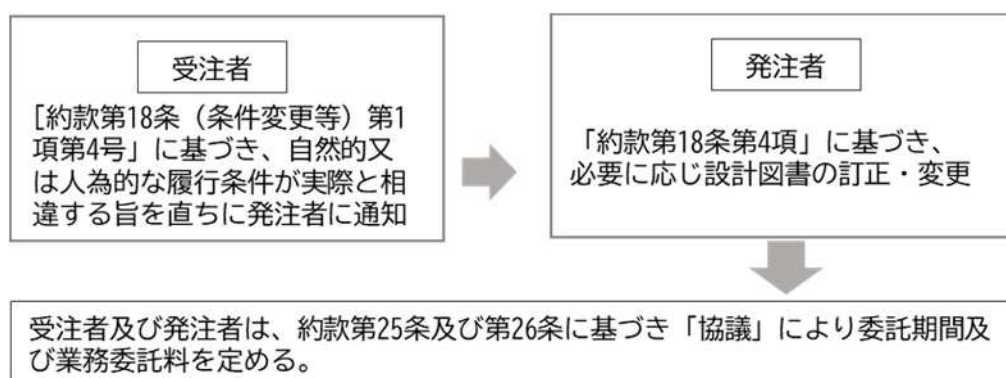
- ア 同時進行の調査結果を用いて検討することを明示しているが、調査結果の貸与時期が明示されていなかった。
- イ 設計図書において、付属物を設計することは明示されているが、設計条件等が不明確であった。

- ウ 既往成果において判明している座標値が、設計図書に未記入であった。
- エ 関連する他の業務等との業務範囲が明確でなかった。

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 4 号) <設計変更可能なケース>

- 自然的な履行条件の例とは、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例とは、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等が挙げられる。
- 受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



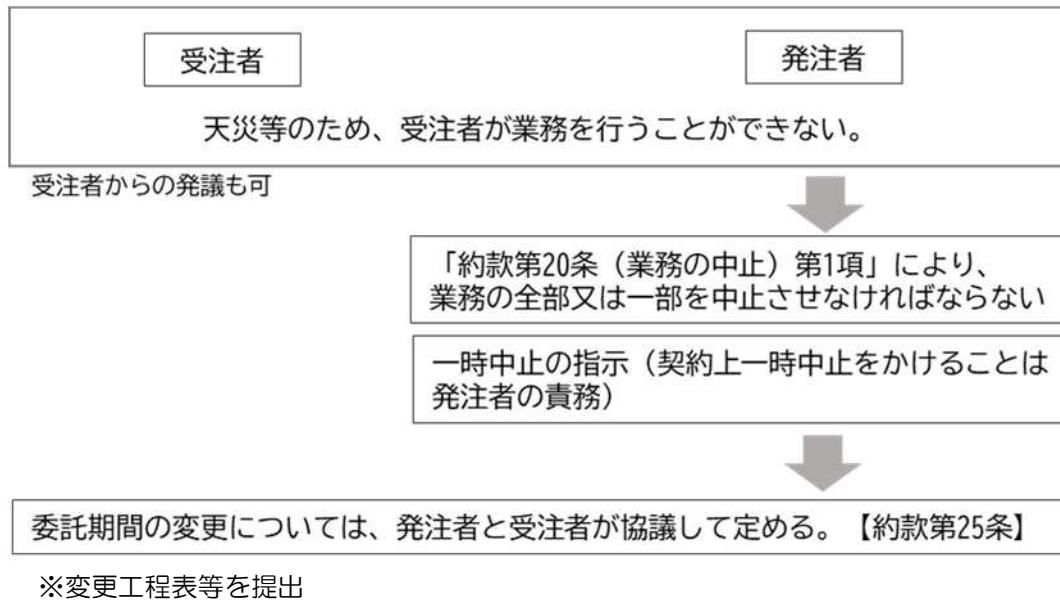
例)

- ア 現地の地形や地質条件が、既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が変更になった。
- イ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があるあった。
- ウ 業務履行中に、業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- エ 予定していた関係機関との行政手続き時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- オ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- カ 土木設計業務等を進めるに当たって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- キ その他、新たな制約が発生した場合

(4) 業務の中止の場合の手続き

(約款第 20 条) <設計変更可能なケース>

- 第三者の所有する土地への立入承諾を得ることができない場合や、天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合が挙げられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る。) この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を、中止させなければならない。



例)

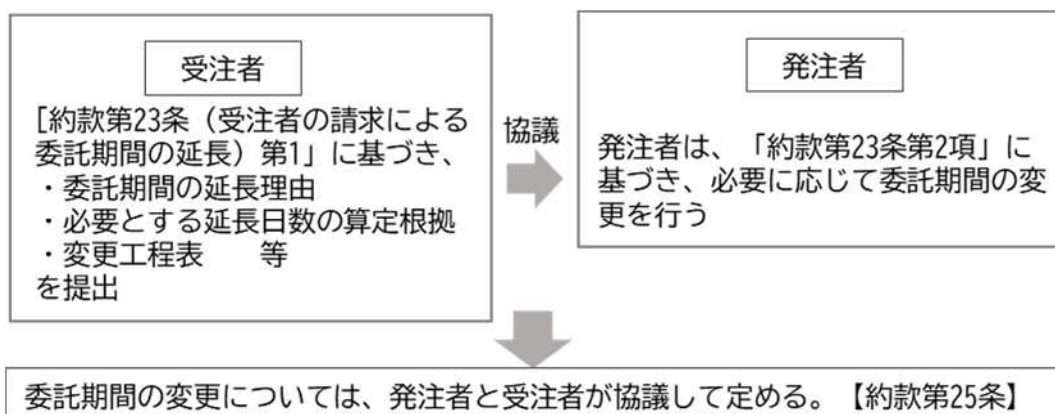
- ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- イ 環境問題等の発生により、土木設計業務等の続行が、不適當又は不可能となった。
- ウ 天災等により、土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合、又は受注者側若しくは発注者側が非常時の配備や対応等を要する状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

(5) 受注者からの請求による委託期間の延長の場合の手続き

(約款第 23 条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、委託期間内に業務を完了することができない場合が挙げられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により委託期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じ委託期間の延長を行う。



例)

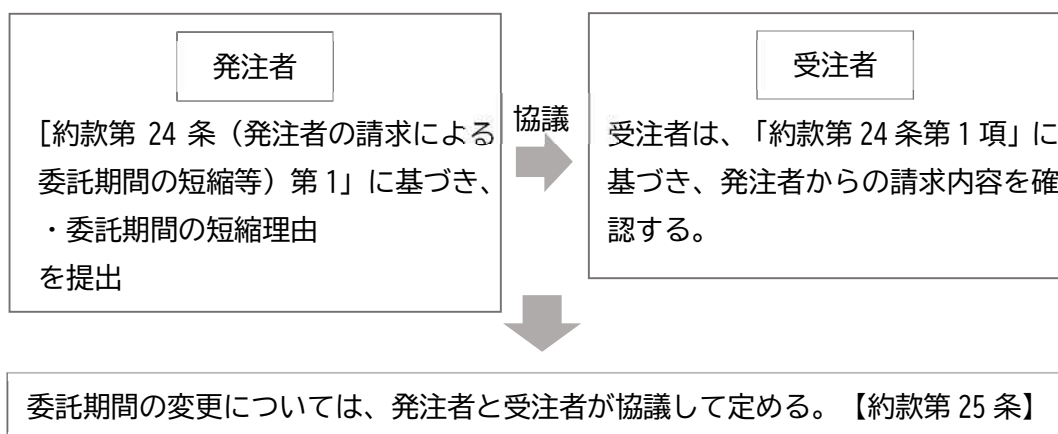
- ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- イ 天災等により業務の履行に支障が生じた。

(6) 発注者からの請求による委託期間の短縮等の場合の手続き

(約款第 24 条) <設計変更可能なケース>

○特別の理由 () により委託期間を短縮しなければならない場合が挙げられる。

発注者は、必要な場合には、受注者に書面により委託期間の短縮を請求し、受注者が請求された内容を確認し、協議したうえで、委託期間の短縮を行う。



(7) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

<設計変更可能なケース>

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合が挙げられる。

例)

- ア 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合 (詳細設計において、形式比較検討が必要となった場合等)
- イ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が、古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ウ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

8 条件明示について

履行条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款に基づき適切に対応するものとする。

設計図書における履行条件の明示方法は、下記の「履行条件明示事項」によることを基本とするが、対象業務の必要明示事項の内容等に応じ、特記仕様書による明示も可とする。

なお、建設関連業務の履行条件明示については、令和 6 年 3 月 25 日付け建土技第 2761 号「建設関連業務等における履行条件明示事項の運用について (通知)」によること。

履行条件明示事項（土木関連業務委託）

■適用する仕様書

記載内容は、特記仕様書と同様の位置づけである。

静岡県土木業務委託共通仕様書（令和5年4月1日）

なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

明示項目	選定	明示事項		
1. 業務の目的	<input type="checkbox"/>			
2. 実施事項	<input type="checkbox"/>	ウォーターリズダンス・クイックレスポンス対象業務		
	<input type="checkbox"/>	検査設備者配置対象業務		
3. 履行期決定に係る事項	<input type="checkbox"/>	適正な履行期決定に係る事項	準備期間	
			作業期間	
4. 関連業務の有無	<input type="checkbox"/>	当該	納品期間	
			関係する業務	
5. 関係機関等との協議	<input type="checkbox"/>	当該		
6. 地元関係者との協議及び交渉	<input type="checkbox"/>	自治会、周辺住民等との協議及び交渉が必要、又は特定の条件が付される 当該業務に影響がある場合	協議の実施状況	
			交渉先	
7. 確認調査	<input type="checkbox"/>	地下埋設物確認調査	重要を受ける部分	
	<input type="checkbox"/>		重要を受ける内容	協議及び交渉の実施状況
	<input type="checkbox"/>			調査項目
8. 費と資料	<input type="checkbox"/>	費と資料がある場合 (上位設計業務、上位計画、地質調査成果、測量業務成果、隣接区間の業務成果等)	調査項目	
			資料名	
9. 部分引渡し	<input type="checkbox"/>	履行期間前に一部納品の必要がある場合	調査項目	
			引渡し時期	
10. その他	<input type="checkbox"/>	特別な契約条件がある場合	引渡し理由	
			内容	

別紙 資料参照

※協議先等、変更ある場合は、適宜行を追加してください。

9 設計図書の点検について

◆設計図書の点検に関する規定

約款及び共通仕様書では、受注者に自らの負担による「設計図書の点検」を義務付けている。

静岡県建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款

第18条（設計図書の点検）

受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 図面、仕様書、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

第1編共通編（土木）

第1章総則

第1104条 設計図書の支給及び点検

※測量業務第106条、地質・土質調査業務第105条

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1編共通編（農林）

第4条 設計図書の支給及び点検

※測量業務第6条、地質・土質調査業務第4条

- 1 受注者から要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

◆「設計図書の点検」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は、以下のとおりである。

<設計図書の内容に係る整合性に関する確認>

- ①数量計算書と仕様書の内容の整合確認
- ②図面、仕様書、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書の整合性確認

<設計図書記載内容の作業現場の状態・履行条件（実際の作業現場の状態・履行条件が一致しているかなど）の確認>

- ①適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
- ②設計図書と現地が整合しているか。
- ③既存業務の成果、適用すべき諸基準の取り違いの不備はないか。
- ④既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じてないか。
- ⑤業務条件確定のための関係機関協議状況が明示されているか。
- ⑥履行条件明示事項に過不足は生じてないか。

◆「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- ・「設計図書の点検」の範囲を超えるものとしては、以下のものなどが想定され、このような場合は、発注者がその費用を負担する。
- ・なお、受注者は点検の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について発注者と協議する必要がある。

- ①提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ②詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ③過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

10 その他

◆更なる適正な設計変更の実施にむけて

これまでの変更事例以外にも、設計書や特記仕様書に一式といった不明確な内容提示をしたことから、設計変更を実施した事例がある。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務履行中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせた事例がある。

他にも、当初決定した設計条件に沿って設計を行っている履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」された事例もある。

一方、改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金及び適正な工期又は適正な履行期を定めた公正な契約締結」が示されており、また、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

以上の内容を踏まえ、発注者は業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の手戻りを生じさせず、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう、以下に示す内容を心がける。

【日頃から心がける内容】

- 1) 業務の発注前までに、業務に係る問題点の解決や設計条件を確定させること。
- 2) 業務着手前に、どのような設計条件であるか、受発注者間で共有すること。
- 3) 受発注者間で密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
- 4) 受注者からの疑義に対するクイックレスポンスやウィークリースタンスを実施すること。
- 5) 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる現地踏査を必要に応じて実施すること。
- 6) 業務のクリティカルパスが把握できる業務工程表を受発注者間で共有すること。
- 7) 受発注者相互で何を確認し、何を了承したか記録する打合せ記録簿を共有すること。
- 8) 受注者とは対等であることを認識すること。

【働き方改革に向けた取り組み】 「ウィークリースタンス」の推進について

平成31年4月から「働き方改革関連法」が施行されたことにより、建設コンサルタント、測量、地質調査等の技術サービス業では、一部で猶予期間無しに残業時間の罰則付き上限規制が適用されました。また、適用猶予とされていた建設業においても、令和6年4月より適用されます。

静岡市では、建設工事及び設計業務等の円滑かつ効率的な進行を図るとともに、受注者に対して過度な負担を強いることがないよう、「ウィークリースタンス(※)」の取組を積極的に実施します。

(※)ウィークリースタンスとは、一週間における受発注者間相互の働き方に関するルール(スタンス)を目標として定めたもので、建設関連事業を計画的に実施することで、各成果の品質確保やワーク・ライフ・バランスの推進を図る取組みです。

1. 対象

静岡市が発注する全ての工事及び業務を対象とする。

※災害発生時等の緊急的な対応で取組みが困難な場合は、対象外とすることができる。

2. 取組み内容

原則として、以下の項目を例として受発注者相互で確認・調整の上、取組み内容を設定する。ただし、必要に応じ、受発注者間で確認の上、設定した取組み内容を見直しすることができる。

- ①(業務時間外にかかるおそれのある)午後5時以降は、打合せ開始時刻に設定しない
- ②週末の休暇が取れるよう、土曜・日曜日の作業が必要となる依頼を休日前(金曜日等)は行わない
- ③毎週水曜日および受注者の企業が設定している定時退社日においては、退社時刻以降の電話連絡をお互いに行わない
- ④作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑤その他、任意に設定する(例:実施工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する)

3. 運用

(1)発注者は、条件明示事項に、本取組みの対象であることを明示する。

※建築・設備に係る業務については、特記仕様書に明示する。

(2)受発注者間で設定した取組み内容については、「打合せ簿」(別紙参照)を活用し、共有する。

4. 適用

令和6年4月1日以降に発注する全ての工事、業務に適用する。